宮城県告示第６３号

平成１８年１月１３日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

# 宮城県の県税に係る地方税ポータルシステム利用規約

（趣旨）

第１条　この利用規約は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成１７年宮城県規則第７７号。以下「情報通信技術利用規則」という。）第３条の規定に基づき、宮城県県税条例（昭和２５年宮城県条例第４２号）に係る手続等を地方税共同機構（以下「機構」という。）が運営する地方税ポータルシステム（以下「本システム」という。）を利用して行うことに関し、必要な事項を定めるものです。

（定義）

第２条　この利用規約で使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成１７年宮城県条例第２８号）及び情報通信技術利用規則で使用する用語の例によります。

（利用者の責務）

第３条　宮城県県税条例に係る手続等に関し本システムを利用する者（以下「システム利用者」という。）は、情報通信技術利用規則、法令（条例を含む。）及びこの利用規約に定めるもののほか、機構の定めるところにより、本システムを利用するものとします。

（利用の停止等）

第４条　宮城県は、本システムの保守を行う必要がある場合又は天災、事変その他やむを得ない事由が生じた場合は、システム利用者に事前に通知することなく、本システムの利用を停止し、休止し、又は中断することができるものとします。

（申請等の審査）

第５条　機構が定める本システムの利用可能時間にかかわらず、本システムを利用して行われた宮城県県税条例に係る申請等の審査は、原則として、宮城県の執務時間を定める規則（平成元年宮城県規則第４５号）に基づく執務時間に行われるものとします。

（利用者の同意）

第６条　システム利用者は、この利用規約に同意したものとみなされます。

（利用規約の変更）

第７条　宮城県は、必要と認めるときは、システム利用者に事前に通知するこ

となく、いつでもこの利用規約の変更（新たな条項の追加を含む。以下この条において同じ）を行うことができるものとします。

２　システム利用者は、この利用規約の変更後に本システムを利用したときは、当該変更後の利用規約に同意したものとみなされます。

（準拠法及び合意管轄裁判所）

第８条　この利用規約には、日本法が適用されるものとします。

２　本システムの利用に関連して宮城県とシステム利用者との間に生ずるすべての訴訟については、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附　則

この規約は、平成１８年１月１６日から施行する。

附　則

この告示は、令和元年６月２１日から施行し、改正後の宮城県の県税に係る地方税ポータルシステム利用規約の規定は、平成３１年４月１日から適用する。